

一般財団法人 サンケイスポーツセンター 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人サンケイスポーツセンターと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県三郷市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、埼玉県三郷市地先江戸川の河川敷地を各種運動場、レクリエーション施設として整備し、これらの施設を一般大衆の利用に開放することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 埼玉県三郷市地先江戸川の河川敷地を総合運動場、野球場、ラグビー・サッカー・ホッケー・バレーコート・グランドゴルフ等各種の運動場及びボート池・魚釣場等レクリエーション施設として整備し、また運動場周辺は芝張り等をして、敷地全体を公園緑地化し、これらの施設を一般大衆の利用に開放する事業
- 二 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (事業報告及び決算)

第6条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号から第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 第1号 事業報告
  - 第2号 事業報告の附属明細書
  - 第3号 貸借対照表
  - 第4号 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - 第5号 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くものとする。
- 3 定款については、主たる事務所に、備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅延なく、公告しなければならない。

## 第4章 評議員

### (評議員)

第7条 この法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は許可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

#### (評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会に終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3 評議員は、第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

#### (評議員会)

第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

## (権限)

第12条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任並びに理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)並びにこれらの附属明細書の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## (開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

## (招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

## (議長)

第15条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の中から選出する。

## (決議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
  - 一 監事の解任
  - 二 定款の変更
  - 三 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の

多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (決議の省略)

**第17条** 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

#### (議事録)

**第18条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第6章 役員

#### (役員の設定)

**第19条** この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上10名以内
- 二 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

#### (役員を選任)

**第20条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の

使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

- 6 他の同一の団体(公益法人を除く)の役員又は使用人若しくは職員等である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 理事・監事が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)第6条第1号の欠格事由に該当しないこと。

### (理事の職務及び権限)

**第21条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

**第22条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (役員任期)

**第23条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第24条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

### (報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

### (損害賠償責任の免除)

第26条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度とする。

## 第7章 理事会

### (理事会の設置)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)



**第 29 条** 理事会は、代表理事が招集するものとする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第 30 条** 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会の議長となる。

(決議)

**第 31 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りではない。
- 3 理事又は監事が、役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 21 条第 3 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

**第 32 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第 33 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 8 条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第35条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

## 第10章 その他

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、熊坂隆光とする
- 4 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

氏名	池田	道夫
氏名	袖山	忍
氏名	戸井	昌之

本書は、一般財団法人 サンケイスポーツセンターの定款に相違ありません。

平成26年4月1日

一般財団法人 サンケイスポーツセンター

代表理事 熊坂 隆光